生田緑地（仮称）長尾３丁目地区における
Park-PFI事業　公募設置等指針
（募集要項）

令和８年７月
川崎市

生田緑地（仮称）長尾３丁目地区におけるPark-PFI事業 公募設置等指針（募集要項）

目次

１　公募設置等指針の位置づけ 1

２　事業概要 2
（１）事業名称 2
（２）事業の背景と目的 2
（３）事業実施方針 4
（４）事業範囲 4
（５）事業イメージ 5
（６）官民の役割分担及び費用分担 5
（７）事業期間 6
（８）事業対象地の現況及び取り扱い 7

３　公募対象公園施設等の設置等に係る事項 10
（１）公募対象公園施設の設置等に係る事項 10
（２）特定公園施設の整備・維持管理に係る事項 14
（３）利便増進施設の設置等に係る事項　任意提案 16
（４）認定の有効期間 16

４　地域の魅力向上、公園環境の維持・向上に係る事項 17
（１）地域の魅力向上、公園環境の維持・向上の取組実施に係る事項 17
（２）地域の魅力向上を図るための措置に係る事項 17

５　公募への参加資格 19
（１）応募の制限 19
（２）応募者の資格 19
（３）応募条件 20

６　公募の手続きに関する事項 21
（１）基本的な考え方 21
（２）公募・選定スケジュール 21
（３）応募手続き 21
（４）審査方法等 25
（５）公募設置等計画の認定等 29
（６）契約の締結等 29
（７）事業報告・評価 30

７　リスク分担等 31
（１）リスク分担 31
（２）損害賠償責任 32

８　事業の一部委託 33

９　事業破綻時の措置 33

１０　根拠法令等 33

１１　問い合わせ先 33

■用語の定義

Park-PFI （P-PFI）	・平成29（2017）年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜Park-PFIのイメージ＞
公募対象公園施設	・都市公園法第５条の２第１項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第５条第１項の許可の申請を行うことができるものを公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場　等（次ページ表参照）
特定公園施設	・都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・都市公園法第５条の２第２項第６号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板。
公募設置等指針	・Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第５条の２の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	・都市公園法第５条の３の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・公園管理者が、都市公園法第５条の５の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	・都市公園法第５条第１項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	・都市公園法第６条第１項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。

■公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 （観覧席、シャワー等）	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 （古墳、城跡等）	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 （廃棄物再生利用施設を含む） くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設（環境への負荷の低減に資するもの） その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 ［耐震性貯水槽］ ［放送施設］ ［情報通信施設］ ［ヘリポート］ ［係留施設］ ［発電施設］ ［延焼防止のための散水施設］ ※［　］内は省令で定めている施設

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。

公募対象公園施設

1　公募設置等指針の位置づけ

生田緑地（仮称）長尾３丁目地区におけるPark-PFI事業（以下「本事業」という。）に関する本募集要項は、川崎市（以下「本市」という。）が本事業を実施するにあたり、本事業への参加を希望する者を対象に応募の条件や事業実施者を選定するための手続き等を提示するものです。なお、公園部分のPark-PFI事業を行うにあたっての公募設置等指針を兼ねるものです。

本募集要項及び次の付属資料等は、一体のものとして扱います。（以下「募集要項等」という。）

＜付属資料＞

・別紙１　　基本協定書（案）
・別紙２　　特定公園施設建設に係る確認書（案）
・別紙３　　既存建築等の解体に係る確認書（案）

※付属資料については、設置等予定者からの提案内容等を踏まえ、各条項を変更する場合があります。

＜様式集＞

・様式１　　説明会参加申込書
・様式２　　質問書
・様式３～11　　応募申込書類
・様式12-1～12-10　提案書（公募設置等計画）
・様式13　　辞退届

＜参考資料＞

・参考資料１　　事業範囲図
・参考資料２　　現況平面図
・参考資料３　　既存建築物等解体範囲図
・参考資料４　　既存建築物　関連図面、調査結果等　一式
・参考資料５　　毎木調査図
・参考資料６　　都市計画関連情報（ガイドマップかわさき）
・参考資料７　　生田緑地ビジョン（令和６年５月改定）
・参考資料８　　生田緑地アクションプラン（令和７年５月策定）
・参考資料９　　川崎ふるさとの小径（長尾の里めぐり）
・参考資料10　　モニタリング・事業評価・改善計画表

2　事業概要

（1）事業名称

生田緑地（仮称）長尾３丁目地区におけるPark-PFI事業

（2）事業の背景と目的

本事業の対象地は、都市計画緑地　生田緑地内であることから、令和元年度に所有者より本市が寄附申請を受け、その土地及び建物について活用検討を行ってきました。生田緑地の東端の高台に位置し、**市街地において恵まれた自然環境を残し、緑の潤いが感じられる環境**となっています。

本市では、これまでの調査検討結果や建物の老朽化等を踏まえ、既存建築物の継続活用は難しいと判断し、土地利用に係る具体的な活用方法を検討してきました。様々な活用方法や可能性を比較検討した結果、敷地内に残る貴重な自然環境を維持保全するとともに、生田緑地内の新たな魅力ある都市公園の一部として本事業対象地を活用、発展することにしました。

また、令和６年５月に改定された「生田緑地ビジョン」では、**基本理念「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づきみどりがつなげる持続可能な生田緑地の実現」に向けて取組を進める**ことが定められ、「２施策の基本方向」において、「生田緑地内の多様な文化施設と緑地との融合やアート・文化を活かした緑地内外の一体的な魅力向上が図られている」と定められています。また、「４ゾーニングと整備の方向性」において、本事業の対象地が属する東地区を**『花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン』**として位置づけ、「憩いや賑わいの創出や様々な交流、周辺地域の　活性化を促進する」、「豊かな緑地の保全を誘導し、周辺と連携した活用を図る」と定められています。

また、令和７年５月に策定された「生田緑地ビジョン・アクションプラン」では、東地区において「生田緑地ばら苑の再整備」「新たなミュージアムの整備」などの取組を踏まえ、エリア全体の自然環境を生かした空間的な魅力や、誰もが気軽に利用できる環境の形成など、多様な魅力が自然の輪の中で融合する、生田緑地の価値・魅力向上に向けた検討を行うこととしています。また、**新たに生まれる各拠点の魅力をつなぎ、憩いや賑わいの創出とともに多様な交流を生み出し、周辺地域の活性化につなげること、自然環境への配慮を図りながら文化観光の視点も取り入れ、文化芸術と自然が共生する首都圏有数の魅力的なエリアを目指すこと**などが定められています。

以上を踏まえ、本事業の対象地も生田緑地の東地区に位置することから、生田緑地ビジョンなどを踏まえながら、本事業はPark-PFI制度を活用し、周辺住民、市民生活への貢献、生田緑地の魅力向上のために実施するものです。

■広域図

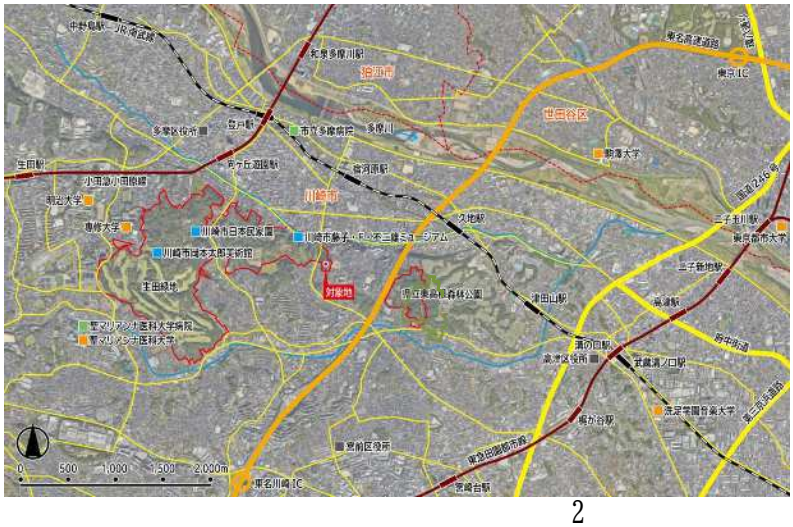

凡例
赤ライン
…生田緑地都市計画決定区域

■周辺図

■事業対象地

※詳細は参考資料をあわせて確認

本事業対象範囲、日常清掃範囲　公募対象公園施設設置可能範囲

認定計画実施者の草刈実施範囲　市が所有者から借用する範囲

（３）事業実施方針

本事業にあたっては、「川崎市総合計画」「パークマネジメント推進方針」「生田緑地ビジョン」等を踏まえ、以下の点を重視した提案を募集する。

① 緑豊かな自然を活かした居心地のよい空間づくり
② 歴史や文化的資源を踏まえ、生田緑地内及び周辺まちづくりと連携した魅力づくり
③ 多様な主体が段階的に関われる仕組みづくり

（４）事業範囲

平成29（2017）年の都市公園法改正により創設されたPark-PFI制度を活用し、当該公園において、公募対象公園施設（収益施設）の整備及び管理運営を行い、その収益により、特定公園施設の整備及び維持管理、イベント等の実施、公園全体の維持管理などを行うものとします。

①必須実施業務

本事業を実施する事業者は、次の業務を行うものとします。

・既存建築物等（旧宅（母屋）、旧宅（別棟）、車庫、倉庫、附属の塀）の解体
・公募対象公園施設（便益施設等、自転車駐車場（シェアサイクルポート等））の整備・管理運営
・特定公園施設（ベンチ、公園灯、境界柵）の整備・維持管理
・公募対象公園施設内に来園者が利用可能なトイレの設置
・公園全体の維持管理、清掃・美化活動（地震・台風等による既存の公園施設の復旧は除く）
・事業対象地（p.3）に記載の草刈実施範囲内の草刈等
・生田緑地や周辺地域の魅力向上・回遊性向上に資する取組（イベントの実施、情報発信機能等）

②任意提案事項

任意提案事項として、本事業を実施する事業者は、次の業務を行うものとします。

・特定公園施設（ベンチ、公園灯、境界柵以外）の整備・維持管理
・利便増進施設（看板、広告塔）の設置・管理運営

（5）事業イメージ

認定計画提出者には、本市と基本協定等を締結の上、下図のとおり、公募対象公園施設・特定公園施設を整備し、公園全体を維持・管理運営していただきます。

＜事業イメージ＞

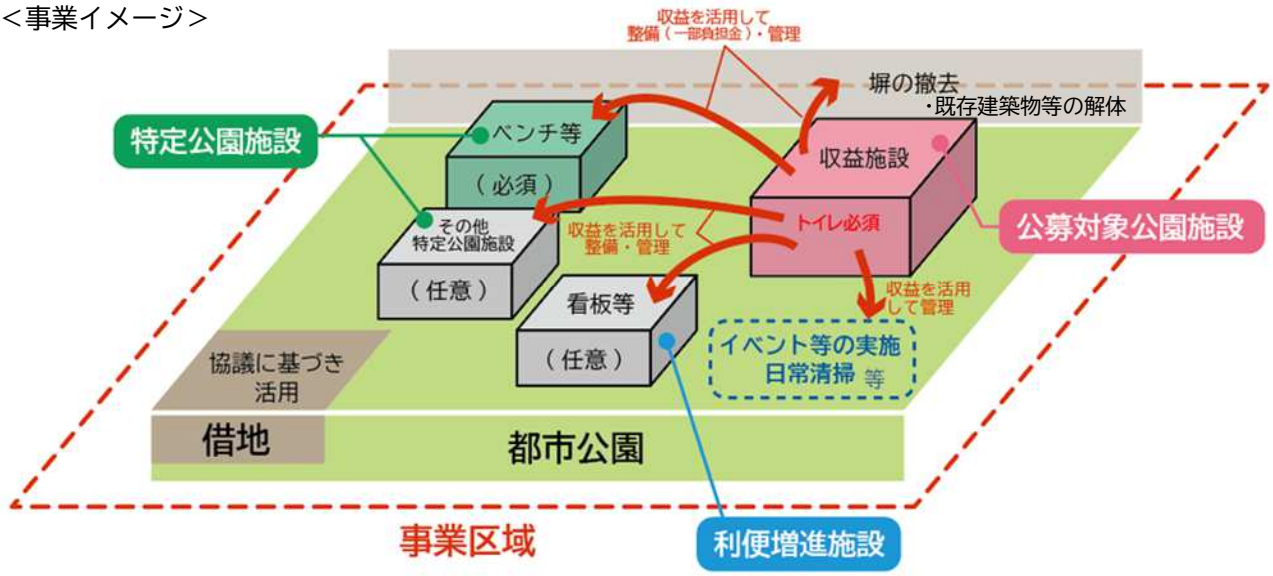

（6）官民の役割分担及び費用分担

本事業の官民の役割分担及び費用分担は次のとおりです。

施設の種類		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者※4	認定計画提出者
	官民の関係	基本協定 占用許可※1	基本協定 占用許可※1	基本協定 占用許可※1
管理・運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	官民の関係	基本協定 設置許可※2	基本協定 設置許可※5	基本協定 占用許可※6
所有	施設	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
事業期間終了時		現状復旧・返還※3	現状復旧・返還※3	現状復旧・返還※3

※1　整備工事中（解体工事含む。）は、占用許可を受ける必要があります。占用料は川崎市都市公園条例第21条第１項に基づき免除します。
※2　公募対象公園施設は、設置許可を受ける必要があります。
※3　認定計画提出者と本市又は認定計画提出者と本市が選定した次期事業者の間で、認定計画提出者の有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡に本市が事前に同意した場合は、現状復旧・返還の必要はありません。
※4　公園灯、敷地内外の安全性を確保するための境界柵については、一部市による負担金があります。（3（2）②参照）
※5　特定公園施設は設置許可を受ける必要があります。特定公園施設は、認定計画提出者が特定公園施設の維持管理費用を負担することを条件に、整備・維持管理期間中の特定公園施設の公園使用料を免除いたします。
※6　利便増進施設は、占用許可を受ける必要があります。

（7）事業期間

本事業の事業期間は次のとおりです。

①公募対象公園施設の供用（営業）開始日から20年間とし、公募対象公園施設の整備及び撤去に関する期間は含まないものとします。

②公募対象公園施設の設置許可期間は、同施設の設置許可日から10年とし、認定計画提出者からの更新申請により、最長10年の更新ができるものとします。

③公募対象公園施設の供用開始日、管理運営等の取組や魅力向上に向けた取組の運用開始日については、原則として令和９年度内としますが、設置等予定者の提案を踏まえ、本市との協議により、基本協定において決定することとします。ただし、特定公園施設の必須実施業務となっている公園灯及び境界柵の整備について市負担金を活用する場合は、令和９年度内に本市による検査を要します。

＜本事業の流れ＞

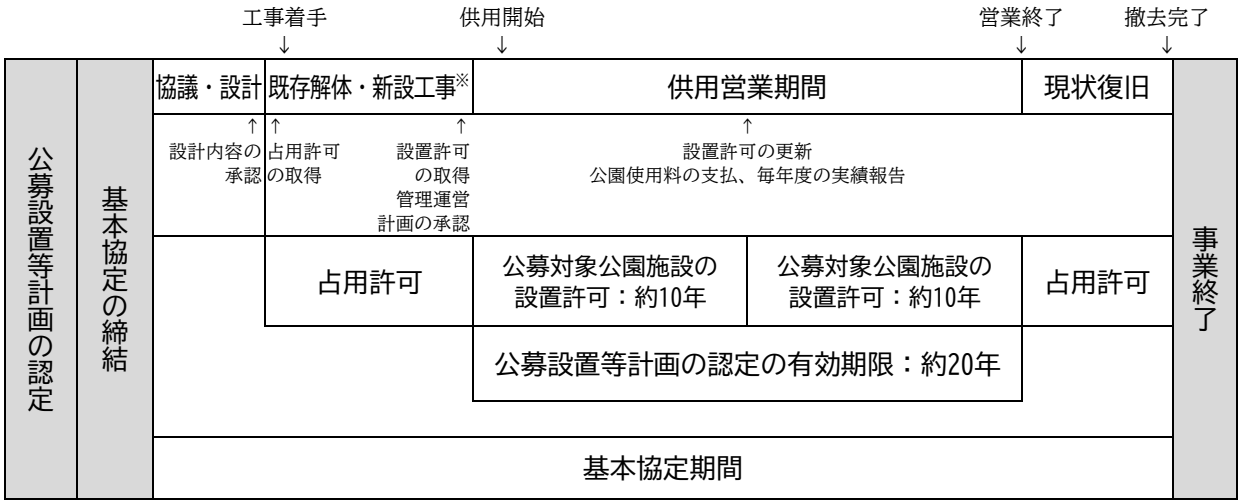

※　建築物の配置計画が確定後、（建築物の配置が既存建築物の配置と重なる場合は既存建築物の解体後）、市が埋蔵文化財の発掘調査を実施（１～２か月程度）

＜事業スケジュール（想定）＞

公募設置等計画の認定	令和８年11月 ～ 令和８年12月頃 ※占用許可開始前に公募設置等計画の認定を行うこと
基本協定の締結	令和８年11月 ～ 令和８年12月頃
都市公園法による占用許可期間 （既存建物解体工事期間） ※市による埋蔵文化財の発掘調査含む	令和８年12月 ～ 令和９年３月 ※原則として、市による埋蔵文化財の発掘調査が令和８年度内に完了するよう解体工事等の調整を市と行うこと
認定計画提出者による設計・工事	令和８年12月 ～ 令和10年３月頃 ※特定公園施設の必須実施業務となっている公園灯及び境界柵の整備について市負担金を活用する場合は、令和９年度内に本市による検査を要します
公募設置等計画の設置許可期間 各公園施設の供用期間 各サービスの運用期間	令和10年３月頃 ～ 令和30年３月頃
都市公園法による占用許可期間 （解体工事期間）	令和30年３月頃 ～ 令和30年夏頃

（８）事業対象地の現況及び取り扱い

①事業対象地等の状況

＜事業対象地＞

所在地	川崎市多摩区長尾３丁目1549-１他	
交通アクセス	JR南武線 久地駅（約1.6km）、宿河原駅（約2.0km）	
敷地面積	約4,917㎡（民有地 541㎡含む）	
開設	昭和16年３月（生田緑地）	
公園種別	総合公園（※事業者決定前までに、都市公園の告示を行う）	
都市計画法上の制限 【参考資料６参照】	市街化区域等	市街化区域
	用途地域	第一種低層住居専用地域
	容積率／建蔽率	80％／40％
	高度地区	第１種高度地区
	最高高さ	10m
	その他	生田緑地：都市計画緑地、都市計画法の制限あり 地区計画：該当なし 土砂災害警戒区域：敷地内の一部に該当あり 埋蔵文化財：埋蔵文化財包蔵地（遺跡）該当あり

＜既存建物＞

母屋	建築面積	176.96㎡
	延床面積	312.60㎡
	構造等	RC造２階建 住宅
	竣工年	昭和38年（増築あり）
小屋①	建築面積	約35㎡
小屋②	建築面積	約5㎡
ガレージ	建築面積	約45㎡

②既存建築物等の取り扱いについて

敷地内に現存する既存建築物等（①旧宅（母屋）、②旧宅（別棟）、③車庫、④倉庫、⑤⑥附属の塀）は、本市と締結する基本協定書及び既存建築物等の解体に係る確認書（別紙３）に基づき、認定計画提出者の責任のもと解体・撤去するものとします。なお、解体費相当額は、下記を上限として市が負担するものとします。

解体費相当額の市負担上限額	４３，１７０千円

ア　既存建築物等の解体に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等及び本市からの負担で賄っていただくものとします。

イ　既存建築物等の解体に要する費用について、①既存建築物等の解体に要する費用の見込み額、②公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案してください。

ウ　本市が負担する額は、認定計画提出者が本市に負担を求める提案額を上回ることはできません。なお、本市の費用負担は、令和９年度予算での執行を予定しており、川崎市議会定例会における予算の議決を要します。

エ　既存建築物等の解体後に、認定計画提出者の提案内容を踏まえ、市による埋蔵文化財の発掘調査を行います。期間は概ね１～２か月程度を想定しています。

オ　解体工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例その他関係法令を遵守して行うこととします。また、工事に伴う騒音、振動、粉じん、工事車両の搬入出等による周辺への影響に十分配慮するとともに、解体工事に着手する前に周辺住民に対する説明を必ず行ってください。

■既存建築物等 解体範囲図

①

②

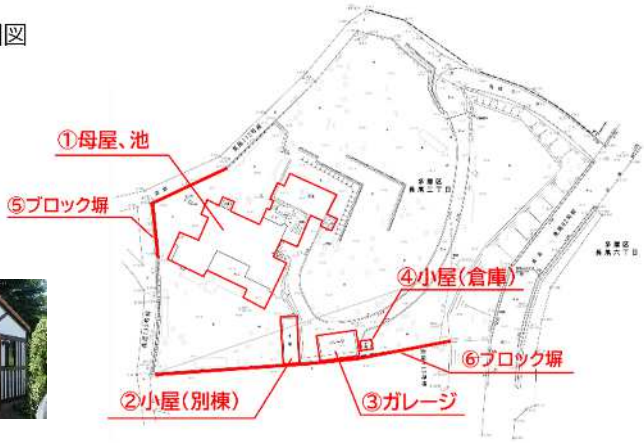

⑤

③④⑥

※建物内の既存建具、調度品（テーブル、ソファ等）及び絵画等については、認定計画提出者の負担により修理等を行った上で、当該事業において利活用を行うことも可能とします。利活用に当たっては、市に使用方法等を提案し、協議の上、実施するものとします。

③事業対象地内の民有地の取り扱いについて

本事業対象地南側の一部に民有地が含まれており、本市が隣接権利者と土地使用貸借契約を締結した上で、借地公園として都市公園区域に編入する予定です。（P.3参照）

なお、当該地には建築物の設置は行わないものとし、提案に当たっては、当該地の活用方法や解体・建設工事やその後の修繕等における工事車両の通行について、事務局を通じて隣接権利者と協議することとします。また、隣接権利者が祭事等（５回程度予定）を行う際は、事前に日程調整の上、隣接権利者が優

先的に利用できるものとします。

［当該地の活用イメージ］

・必要に応じて容易に行き来・管理ができる塀の設置

・容易に撤去・移動できる施設の設置（可動ベンチ等）

・隣接地での祭事等（５回程度予定）に活用できる仮設の臨時駐車スペース(10台程度)

④接道の取り扱いについて

対象地に接する下図黄色の認定道路長尾112号線外５路線については、公園緑地として一体管理を行うため、令和８年度中に廃道し、本市で生田緑地の園路として整備を行う予定です。そのため、認定道路長尾112号線の一部については、廃道されるものとして、本事業の敷地に含め、長尾92号線（建築基準法第42条第１項第１号道路）により接道を確保した提案を行ってください。

なお、廃道後に本市が実施する園路整備について、園路との接続方法や工事時期、その他必要な事項について協議・調整を行う場合があります。

■廃道・接道関係図（道水路台帳平面図）

■整備イメージ

3　公募対象公園施設等の設置等に係る事項

（１）公募対象公園施設の設置等に係る事項

①公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第５条の２第１項及び都市公園法施行規則第３条の３に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所とします。当該施設から生じる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充当できると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

また、当該公園周辺の現状や利用者の需要を十分に理解し、周辺住民等の様々な公園利用者の利便性、快適性や生田緑地及び周辺地域の魅力の向上に資する施設及び回遊性向上のための自転車駐車場（シェアサイクルポート等）を提案してください。市が求める機能の他、事業者の自由な発想による新たな機能も提案することができます。

②公募対象公園施設の整備に関する条件

【建築物の用途等について】

ア　公募対象公園施設は、都市公園法第５条第２項第１項に規定される公園施設であるため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進や公園利用者の利便性・快適性の向上に資する施設を提案してください。公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。

イ　第一種低層住居専用地域内において建築できる法別表第２（い）項に掲げる建築物以外を検討する場合は、上位計画等に整合し、騒音・振動・臭気等に配慮した住環境を害する恐れのない施設に限ります。これらに該当する施設を検討する場合は、事務局を通して担当課と事前に協議を行っていただき、協議結果を提出してください。（建築基準法第48条第１項ただし書許可の検討）なお、本事前協議の実施は、許可の取得を保証するものではありません。

ウ　公園利用者及び地域の利便性や快適性の向上に資する機能として、公募対象公園施設内にトイレを設置するものとします。公園利用者等、公募対象公園施設利用者以外でも利用できる設えとし、料金は無料としてください。なお、開放時間は公募対象公園施設の営業時間内を基本とし、市と協議により決定することとします。

エ　公募対象公園施設については、生田緑地内の各拠点・施設、周辺地域との連携や、散策コースである川崎ふるさとの小径（長尾の里めぐり）での立ち寄り等も意識し、回遊性及び施設のアクセシビリティ向上や、地域資源を活用した魅力向上につながる施設計画及び管理運営を提案してください。（参考資料９を参照してください）

【公募対象公園施設の面積について】

オ　公募対象公園施設として使用する土地の面積は、「公募対象公園施設の建築面積」と「公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分」、「建設後に認定計画提出者が独占的に使用する外構等の面積」を合計したものとします。

【建築物の配置やデザイン・配慮事項について】

カ　公募対象公園施設を配置できる範囲は、p.3に示す「公募対象公園施設設置可能範囲」内とします。

キ　公募対象公園施設の配置・規模は法令等に準拠し、デザインや高さ、配置、素材、色彩等は、周辺環境との調和に配慮したものとしてください。

ク　公募対象公園施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】（令和４年３月国土交通省）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」など各種法令等を遵守した施設としてください。

ケ　公募対象公園施設については、死角や暗がりをつくらないように夜間照明等を設置するなど適切に施設配置し、公園利用者等の安全性に配慮してください。

コ　施設整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用などの環境負荷低減や建設リサイクル等の環境保全、木材利用などによる脱炭素社会の実現への貢献に配慮してください。

【インフラについて】

サ　インフラ（電気、ガス、上下水道、通信等）の建設が必要な場合は、認定計画提出者の負担で整備してください。

シ　インフラ整備に伴い、新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担するものとします。

ス　長尾112号線の廃道に伴い下水道本管も廃止予定のため、敷地内に最終ますを設置してください。（管路は廃止後も使用可。）

【設計について】

セ　施設の設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、認定計画提出者の負担で実施してください。

ソ　本事業対象地は都市計画施設区域内であることから、建築物の建築等を行う際は、都市計画法第53条に基づく許可が必要となります。また、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法第93条に基づく届出が必要となります。その他建築に関する調査及び手続等は、以下のページを参照してください。

https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017742.html

タ　認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、確認を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、本市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。なお、設計図書の内容が公募設置等指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができるものとします。

チ　認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は原則認めません。

【施工について】

ツ　認定計画提出者は、本市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を実施していただきます。なお、公園利用者等の安全上、危険と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。

テ　認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告してください。

ト　工事に際しては、認定計画提出者の責任において、工事期間、工事車両の搬入出、騒音、振動その他工事に伴う周辺への影響について、近隣住民を対象に事前説明等を行うとともに、安全対策及び環境対策に十分配慮してください。

ナ　認定計画提出者は、全ての整備工事が完了後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施してください。

ニ　認定計画提出者は、公募対象公園施設における整備工事の社内完成検査を実施する際、本市は、当該完成検査に立ち会うことができるものとします。

ヌ　本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等については、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき適正に対処してください。

【自転車駐車場（シェアサイクルポート等）について】

ネ　自転車駐車場（シェアサイクルポート等）は計画・設計段階で周辺の利用実態を調査し、公園利用者数の想定等を踏まえて適正な必要台数を検討してください。

ノ　自転車駐車場（シェアサイクルポート等）は、公園利用者の動線や景観に配慮した位置に、公園利用

者並びに施設利用者のための自転車駐車場を設けてください。

ハ　上記の自転車駐車場（シェアサイクルポート等）から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることができます。

【その他】

ヒ　駐車施設を設ける場合は、施設利用者及び公園利用者の利便性やアクセシビリティの向上、荷捌き駐車場など施設運営上の必要性を考慮するとともに、周辺環境との調和に配慮した適切な規模で、車いす使用者用駐車施設の設置等、バリアフリーに配慮した計画としてください。

フ　整備工事、事業終了後の撤去、現況復旧工事については、占用許可を受ける必要があります。この際の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第１項に基づき免除します。

③公募対象公園施設の管理運営に関する条件

ア　公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後に施設の管理運営を実施するものとします。

イ　公募対象公園施設の管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施し、管理運営に係る費用は認定計画提出者の負担となります。

ウ　公募対象公園施設の管理運営にあたっては、本市からの公園管理に係る指導、指示等に従ってください。

エ　本公園等の魅力向上が図られるような管理運営内容を提案してください。

オ　公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営を行うものとし、持続的に運営可能な事業計画を提案してください。

カ　年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制を提案してください。

キ　地震、風水害、土砂災害、事故、トラブル等の発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。また、生田緑地が「広域避難場所」に指定されていることや、敷地内に土砂災害警戒区域が含まれていることから、地震発生時における地域への支援体制等（例：避難時の動線確保や情報提供、物資配布等の協力、平常時からの防災訓練、周知への協力）、風水害や土砂災害が予想される際の利用者への周知、施設の安全確保等の適切な対応について提案してください。なお、事故、災害等の緊急事態が発生し、本市から合理的な範囲での協力要請を受けたときは、これに協力するものとします。

ク　公園利用者等の利便性を考慮し、原則通年営業としますが、定休日や年末年始等の休業日の設定は可能とします。

ケ　営業時の音や振動、照明の照度については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間については制限しませんが、周辺環境に配慮した時間を設定してください。また、公園利用者等も利用できるトイレは、営業時間内のみ利用できるものとして差し支えありません。

コ　アルコール類の販売は可能としますが、自動販売機によるアルコール類の販売は認めません。

サ　タバコの販売は認めません。

シ　公募対象公園施設の運営事業の内容は、以下に該当するものは認めません。

ａ）政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者等が対象となることが予想される普及宣伝活動等

ｂ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当する風俗営業

ｃ）青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等

ｄ）騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう事が予想される行為

ｅ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動

ｆ）上記の他、本市が不適当と判断する行為

ス　施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道、通信等）の使用料は、認定計画提出者の負担

とします。

セ　公園内や周辺道路において公園利用者などへの支障とならないように対策を行ってください。

（支障の例）

・施設利用者が使用する自転車の周辺道路等への放置

・販売又は頒布した販売品の周辺道路等への投げ捨て

ソ　管理運営内容については環境負荷低減、周辺の環境保全等、環境に配慮してください。

④公募対象公園施設の使用料の額の下限額

公募対象公園施設の使用料の下限額は次のとおりです。１㎡あたりの月額使用料（使用料の下限額以上）及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料下限額（設置許可）	１００円／㎡・月

なお、設置許可面積には建築物の範囲以外に、「公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分」や「認定計画提出者が独占的に使用する外構等の面積」を含むものとし、設置許可面積の決定に当たっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者が提出する最終的な計画を本市が精査確認します。

また、条例改正等により、使用料が変更された場合、認定計画提出者から提案された使用料がその変更後の額を下回るときは、変更後の額が使用料となります。

（２）特定公園施設の整備・維持管理に係る事項

①特定公園施設の整備に関する条件

【施設の種類・用途等について】

ア　一般の公園利用者等の利便性が向上する特定公園施設として、ベンチ、公園灯及び境界柵を整備するとともに、日常的に利用でき、来園者が休憩できる居心地のよいスペースを設けてください。（ベンチ、公園灯及び境界柵は必須とし、それ以外は任意提案とします。）種類、数量、配置等については、認定計画提出者の提案に委ねますが、公園灯及び境界柵については、安全管理上必要な箇所に設置することとし、配置等の詳細については、市と協議の上、決定するものとします。公募対象公園施設と一体的に整備することによって、公園利用者に対するサービスが向上する内容としてください。

イ　整備に際しては、「川崎市緑化指針」「川崎市土木工事標準構造図集」を参考とするとともに、工事施工に関する法令及び「川崎市土木工事共通仕様書」「川崎市土木工事施工管理基準」「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】（令和４年３月国土交通省）」「川崎市福祉のまちづくり条例」等を参考とし施工してください。

ウ　特定公園施設の整備可能範囲は、当該公園全体の面積から公募対象公園施設の設置許可面積を除いた範囲とします。

エ　ベンチ、公園灯及び境界柵以外の特定公園施設の種類、数量、配置等については、認定計画提出者の提案に委ねますが、公募対象公園施設と一体的に整備することによって、公園利用者に対するサービスが向上する内容としてください。任意提案

【配置やデザイン・配慮事項について】

オ　特定公園施設のデザインや規模、配置、素材、色彩等は、当該公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものとしてください。

カ　特定公園施設の配置については、死角や暗がりをつくらないように、適切に配置し、公園利用者等の安全性に配慮してください。

キ　施設整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用などの環境負荷低減や建設リサイクル等の環境保全、木材利用などによる脱炭素社会の実現への貢献に配慮してください。

ク　敷地内の既存植栽については、参考資料５「毎木調査図」を参照し、既存樹木をできるだけ活かした計画としてください。なお、周辺ではアジサイ等が豊かに咲く環境もみられることから、生田緑地の樹林地景観や周辺景観との調和に配慮した植栽計画を提案してください。植栽計画の検討に当たっては、「生田緑地憲章」の考え方を参考としつつ、建築計画等に伴い樹木の伐採が必要となる場合や、植栽の更新や新植等を行う際は、本市と協議の上、実施することとします。

【設計について】

ケ　施設の設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、認定計画提出者の負担で実施してください。

コ　認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、確認を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合は、本市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。なお、設計図書の内容が公募設置等指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができるものとします。

サ　認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は原則認めません。

【施工について】

シ　認定計画提出者は、本市に確認を受けた設計図書、工事工程表及び工事着手日までに締結する特定公園施設建設に係る確認書（別紙２）に基づき、特定公園施設の整備工事を実施していただきます。なお、公園利用者等の安全上、危険と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対して是正を求める場合が

あります。

ス　認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告してください。

セ　工事に際しては、認定計画提出者の責任において、工事期間、工事車両の搬入出、騒音、振動その他工事に伴う周辺への影響について、近隣住民を対象に事前説明等を行うとともに、安全対策及び環境対策に十分配慮してください。

ソ　認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施してください。

タ　認定計画提出者は、全ての整備工事が完了後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施してください。

チ　認定計画提出者が、特定公園施設における整備工事の社内完成検査を実施する際、本市は、当該完成検査に立ち会うことができるものとします。

ツ　本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等については、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき適正に対処してください。

テ　整備工事、事業終了後の撤去、現況復旧工事については、占用許可を受ける必要があります。この際の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第１項に基づき免除します。

②本市による特定公園施設の整備費用の負担

ア　特定公園施設の公園灯及び境界柵の整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等及び本市からの負担で賄っていただくものとします。

イ　公園灯及び境界柵以外の特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等から認定計画提出者が負担するものとします。

ウ　特定公園施設の公園灯及び境界柵の整備について、①特定公園施設の公園灯及び境界防止柵の整備に要する費用の見込み額、②公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案してください。

エ　本市が負担する額は、認定計画提出者が本市に負担を求める提案額を上回ることはできません。なお、本市の費用負担は、令和９年度予算での執行を予定しており、川崎市議会定例会における予算の議決を要します。

特定公園施設整備の市負担上限額	１３，１４０千円

オ　本市が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳をご提出いただき、本市が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、本市が工事発注する際の標準単価を参考にするとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。）した上で、本市と認定計画認定者で協議し決定します。

カ　設置等予定者からの提案内容等を踏まえ、本事業においてふるさと納税制度を活用する場合があります。なお、寄附額の使途等については、市と協議の上、別途定めるものとします。

③特定公園施設の維持管理に関する条件

特定公園施設の範囲のうち、認定計画提出者が整備を実施した部分について、本市と締結する基本協定に基づき、認定計画提出者が維持管理するものとします。次の点を考慮して、公園利用者等の安全性や衛生面に配慮した適切な維持管理計画を提案してください。

ア　特定公園施設の損壊等が発生した場合は、随時、修繕を行ってください。
イ　維持管理内容については環境負荷低減、周辺の環境保全等、環境に配慮してください。

④特定公園施設の維持管理費用の負担

特定公園施設の維持管理に要する費用は、認定計画提出者が全て負担するものとします。

⑤特定公園施設の使用料

特定公園施設の整備及び維持管理費用の負担を行うことを条件に設置許可の使用料を免除します。

（３）利便増進施設の設置等に係る事項　任意提案

①利便増進施設の設置

ア　当該公園内において、利便増進施設を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。
イ　設置できる施設は、地域における催し等に関する情報提供を主たる目的とした看板、広告塔とします。ただし、それ以外の情報で地域住民の利便の増進に資する案内や広告等の掲示を排除するものではありません。
ウ　利便増進施設の整備可能範囲は、当該公園全体の面積から公募対象公園施設、特定公園施設の設置許可面積を除いた範囲とし、適切な設置場所と必要な面積を提案してください。

②看板、広告塔

看板、広告塔は、主として地域における催し等に関する情報や、公園内のイベント開催に関する情報など、地域住民の利便増進に資するものであるとともに、周辺環境に調和したものとしてください。広告物の設置に当たっては、川崎市屋外広告物条例第７条第５項に基づく許可を受ける必要があります。

③利便増進施設を設置する場合の占用料

看板、広告塔を設置する場合は、占用許可を受ける必要があります。また、工事期間中（事業開始前の整備、事業開始後の現況復旧）の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除し、供用開始後は、川崎市都市公園条例第17条第1項に基づく以下の占用料を本市へ支払っていただきます。なお、条例改正等により金額が変更になった場合は、変更後の金額を納入することになります。令和８年３月時点の占用料は次のとおりです。

看板の占用料※1	３２０円／㎡・月
広告塔の占用料※1	１，５００円／㎡・月

※１　表示面の面積を算定根拠とします。

（４）認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間については、「２．（７）事業期間」に定めるとおりです。

４　地域の魅力向上、公園環境の維持・向上に係る事項

（１）地域の魅力向上、公園環境の維持・向上の取組実施に係る事項

①イベント等の実施

本公園において定期的なイベント等を開催するなど、地域の憩いの場として親しまれるよう、ソフト事業の新たな取組を提案してください。なお、実施回数は年間４回以上とし、四季ごとの変化が楽しめるなど、開催内容や実施時期を工夫してください。また、周辺では例年６月には長尾山妙楽寺にて「長尾の里あじさいまつり」や９月には長尾神社にて「例大祭」といった地域のお祭りなどもあることから、周辺の多様な主体と積極的に連携し、地域の方々が活動できる場を提供するなどの取組の展開も期待します。

イベント等の提案に当たっては、本公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑み、すべての公園利用者に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにするとともに、認定計画提出者によるイベント等が公園を独占的に利用することにならないように実施回数等を配慮してください。

また、イベント実施に当たっては年間計画書を提出の上、事前に本市と協議し、川崎市都市公園条例第３条第１項に基づき、公園内行為許可申請を行ってください。なお、川崎市都市公園条例第３条第６項及び川崎市都市公園条例施行規則第３条第１項に基づき、使用区分に応じて、公園内行為許可使用料を徴収いたします。

②施設やイベントの広報の実施

本公園や生田緑地の認知度や魅力向上に資する取組として、施設やイベントの広報を行うホームページ、SNS等を設置し、適切な情報発信や更新を行ってください。

更新・管理等は事業者の負担によるものとし、必要に応じて市から関連するイベント等の情報発信の協力を依頼する場合があります。また、SNSの運用にあたっては、市の事業としての公共性や公平性の確保、不適切な投稿・炎上等のリスク管理の観点から、明確な運用ルール・ポリシーを策定し、これに基づいて適切に運用してください。

③日常における安全管理や清掃・美化の実施

ア　認定計画提出者は、本公園の日常的な安全管理や清掃・美化を行うものとします。

イ　公募対象公園施設の営業日は、公園内や長尾92号線を含む周辺道路等について、見回り・清掃（落ち葉・ごみ拾い等）を、１日１回以上、年間を通して実施してください。

ウ　公園内のうち草刈実施範囲について、草刈り・除草、中低木の剪定は、必要な時期に適宜実施し（年４回程度）、公園内の美観維持につながる提案をしてください。

エ　樹木の劣化・倒木、公園内の不法占拠など、日常の維持管理に支障を生じる事象を発見した場合は、速やかに市に届け出るものとし、市において対応するものとします。

オ　本公園における日常の維持管理については、別途「維持管理業務に関する覚書」等の締結を予定しています。

（２）地域の魅力向上を図るための措置に係る事項

本事業の実施により、公園利用者が利用しやすく、快適な環境やサービスを提供できているか等について、その有効性を定期的に検証した上で必要な改善・見直しを行うため、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定めるモニタリングを行い、公共サービスを定量的に評価し、各年度終了時に本市へ報告していただきます。

①自己評価の実施

認定計画提出者は、提案事業の取組の継続及び発展に向けて、活動実績を測るための定量的な指標を提案してください。（例：施設利用者数、イベント参加者数、生田緑地内及び周辺施設との連携実績、地域連携の実施状況など）

②利用者満足度の把握及び改善

認定計画提出者は、公園利用者等の意見を聴取することで、本事業に対する満足度を把握した上で、その結果を分析し、本市に報告していただきます。また、その結果を踏まえ、必要に応じて事業内容や運営方法の改善に取り組むものとします。

5　公募への参加資格

（1）応募の制限

次のア～ケの項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人

イ　当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人

ウ　地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人

エ　応募の日から、優先交渉権者（設置等予定者）決定通知日までの間に、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱第２条第１項に規定する資格停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人

オ　法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

カ　川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団、同上第３号に規定する暴力団員等、同上第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人

キ　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２号の規定に違反している事実がある法人

ク　委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している法人

ケ　川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員が資金面又は人事面に直接関与している法人

（2）応募者の資格

①応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。

②グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置及び所有する法人として、代表法人を定めてください（他の法人は構成法人とする。）。

③応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。

④代表法人は、公募対象公園施設の整備・管理運営及び特定公園施設の整備・維持管理について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

⑤グループで応募する場合は、応募に際して、グループを構成する企業（構成法人）は以下のいずれかの役割を担当することとし、一つの構成法人が複数の役割を兼ねる、または複数の者が各業務を担当することも可能とする。なお、単体の法人での応募の場合、応募法人が全ての役割を担うこととする。

ア　公募対象公園施設の整備・管理運営

イ　特定公園施設の整備・維持管理

ウ　公園全体の維持管理、清掃・美化活動

エ　草刈実施範囲内の草刈等

オ　イベント等の企画・実施・運営

【以下は任意提案する場合のみ】

カ　特定公園施設（任意提案内容）の整備

キ　特定公園施設（任意提案内容）の維持管理

ク　利便増進施設の設置
ケ　利便増進施設の管理運営

（３）応募条件

①応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
②グループで応募する場合、代表法人又は構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることがあります。
③事業実施者は、選定後に自己都合による辞退はできません。
④「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定める「地域経済活性化に向けた基本方針」を踏まえ、代表法人や構成法人が市内事業者である場合は、審査において加点対象となります。
⑤本事業の応募者及び契約主体は同一の法人又は応募グループとし、事業期間中において、当該地位を第三者に移転することはできません。ただし、グループで応募する場合において、構成法人の変更が生じるときは、業務執行上支障がないと本市が認めた場合に限り、あらかじめ本市の承認を得て変更を認めることがあります。この場合、本市は必要に応じて、当該変更内容に関する書類の提出を求めることがあります。

6　公募の手続きに関する事項

（1）基本的な考え方

募集要項等の内容に基づいて、本事業を実施する事業者を公募します。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、提案の内容及び応募者の経営基盤や実績といった事業主体としての適格性を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を設置等予定者として決定し、契約を行います。また、次に優れた評価を得た応募者を次点事業者とし、設置等予定者が契約しない場合等においては、次点事業者と契約を行います。（評価内容により次点事業者を定めない場合があります。）

（2）公募・選定スケジュール

事業者の公募・選定スケジュールは次のとおりです。

項目	日程
募集要項等の公表	令和８年７月３日（金）～９月14日（月）
説明会の参加申込〆切	令和８年７月３日（金）～７月９日（木）
説明会の開催	令和８年７月17日（金）
質問書の受付	令和８年７月３日（金）～７月24日（金）
質問書に対する回答	令和８年８月５日（水）
応募申込期間	令和８年８月６日（木）～８月18日（火）
公募設置等計画の提出	令和８年８月19日（水）～９月14日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年10月中旬（予定）
設置等予定者の通知	令和８年10月下旬（予定）
公募設置等計画の認定	令和８年10月下旬（予定）
基本協定の締結	令和８年11月（予定）

（3）応募手続き

①募集要項等の公表

・募集要項等の配布：令和８年７月３日（金）～９月14日（月）

・募集要項等は、本市ホームページからダウンロードできます。また、「11　問い合わせ先」窓口にて配布いたします。

https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000187936.html

②説明会の開催

本事業の説明会の開催内容、参加方法は次のとおりです。

ア　説明会の開催

・開催日時：令和８年７月17日（金）午前（予定）

※参加者は、応募法人又は応募グループであわせて最大３名とします。

・開催場所：生田緑地（仮称）長尾３丁目地区（川崎市多摩区長尾３丁目１０－２）

イ　説明会の参加申込方法

・申込期間：令和８年７月３日（金）８時30分～７月９日（木）17時

・提出様式：様式１「説明会参加申込書」
・提出方法：LoGoフォーム「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI 事業【説明会参加申込フォーム】」
https://logoform.jp/form/FUQz/1624922

③募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、様式２「質問書」を提出してください。なお、質問書に対する回答の内容は、募集要項等と同等の効力を持つものとします。

・質問受付：令和８年７月３日（金）８時30分～７月24日（金）17時
・提出様式：様式２「質問書」
・提出方法：LoGoフォーム「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI 事業【質問書送付フォーム】」
https://logoform.jp/form/FUQz/1625118
・回答方法：回答は、令和８年８月５日（水）に本市ホームページで公表します。なお、質問者の名称は公表しません。
https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000187936.html

④応募申込

本プロポーザルへの参加方法は、次のとおりです。

申込前に必ず事業範囲及び関係法令を確認してください。また、現地調査を行う場合は、事前に「11 問い合わせ先」まで御連絡ください。

・申込期間：令和８年８月６日（木）８時30分～８月18日（火）17時
・提出様式：「応募申込書類一覧」参照
・提出方法：（原本が必要な証明書類）直接持参 又は 書留郵便
（PDFデータ）LoGoフォーム「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI 事業【応募申込フォーム】」
https://logoform.jp/form/FUQz/1625013
・提出先（原本が必要な証明書類）：「11　問い合わせ先」のとおり

＜応募申込書類一覧＞

必要書類	様式
１．応募申込書関係	
(1)応募申込書 ※応募申込に押印する印影について 応募申込は、法人の資格で行っていただくため、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書と同一であることが必要です。法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。	様式３
(2)共同事業体構成法人調書（グループで応募する場合）	様式４
(3)誓約書	様式５
(4)委任状（グループで応募する場合）	様式６
２．応募参加資格関連書類（※グループで応募する場合は、代表法人及び構成法人の全てについて提出）	
(5)事業者概要調書	様式７

必要書類	様式
(6)定款又は寄付行為の写し	－
(7)商業登記簿（履歴事項全部証明書）　※原本、発行後３カ月以内	－
(8)印鑑証明書　※原本、発行後３カ月以内	－
(9)役員名簿	様式８
(10)国税の納税証明書　※原本、発行後３カ月以内 ・その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明用	－
(11)法人市町村民税の納税証明書　※原本、発行後３カ月以内 ・申込時点において終了している事業年度のうち直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。）	－
(12)固定資産税の納税証明書　※原本、発行後３カ月以内 ・直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。） ・償却資産を含む	－
(13)財務諸表（直近３年間）　※写し ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書（利益処分計算書） ・キャッシュフロー計算書　※作成している法人のみ ・注記等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表と単体財務諸表。	－
(14)財務状況表（直近３年間）	様式 9
(15)同種業務実績調書	様式 10
(16)暴力団排除条例に関する誓約書	様式 11
(17)会社パンフレット等　※事業内容等がわかるもの、任意	－

⑤公募設置等計画の提出

前記④の応募申込を行った方は、次のとおり公募設置等計画一式を提出してください。提出期間内に提出先に到達しなかった提案書は受理しません。

・提出期間：令和８年８月19日（水）８時30分～９月14日（月）17時

・提出様式：「公募設置等計画一覧」参照

・提出方法：LoGoフォーム「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI 事業【公募設置等計画提出フォーム】」

https://logoform.jp/form/FUQz/1629326

【公募設置等計画の作成にあたっての留意事項】

ア　公募設置等計画の提出は１応募法人（１応募グループ）で１提案とします。

イ　公募設置等計画の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨、時間は日本標準時を使用してください。

ウ　関係法令及び条例を遵守し、かつ本募集要項等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画を作成してください。

エ　必要に応じて公募設置等計画一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

オ　明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

カ　公募設置等計画の電子データ（PDF形式）をLoGoフォームで提出してください。

＜提案書類一覧＞

必要書類	様式
公募設置等計画　表紙	様式12-1
(1)全体計画 ①事業の実施方針・コンセプト ②施設全体の配置計画及び利用イメージ	様式12-2
(2)公募対象公園施設の整備計画 ①公募対象公園施設の考え方 ②公募対象公園施設の概要（業態、設置場所、面積等） ③施設の施工計画 ④図面等	様式12-3
(3)特定公園施設の整備計画 ①特定公園施設の考え方 ②特定公園施設の概要（使用素材、種類、設置場所等） ③施設の施工計画 ④図面等	様式12-4
(4)公募対象公園施設及び特定公園施設の維持・管理運営計画 ①施設の維持・管理運営の基本的な考え方 ②公募対象公園施設の管理運営計画 ③特定公園施設の維持管理計画	様式12-5
(5)利便増進施設の設置及び管理運営計画【任意提案】 ①利便増進施設の考え方 ②施設の概要及び管理運営計画 ③図面等	様式12-6
(6) 地域の魅力向上、公園環境の維持・向上を図るための計画 ①地域の魅力向上、公園環境の維持・向上に対する考え方 ②地域の魅力向上を図るための措置に係る事項（モニタリング等）	様式12-7
(7)事業実施体制 ①事業の実施体制、事業スケジュール ②リスク管理	様式12-8
(8)資金計画及び収支計画	様式12-9
(9)価額提案書 公募対象公園施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額（総額）及び対象面積	様式12-10

⑥応募に関する留意事項

ア　提出書類の差し替え、追加提出の禁止

応募申込書類及び公募設置等計画の提出後の差し替え及び追加提出は認めません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

イ　提案の無効

以下に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とします。

・参加資格を有さない者がした提案

・提案に際して談合等による不正行為をした者の提案

・必要な書類に応募者の署名又は押印がなされていない提案
・公募手続きに関係のない事項を記載した提案
・提出書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案
・提出書類に虚偽の記載がある提案（本市からの質疑に対し虚偽の説明等を行った場合を含む）
・提案に必要な書類が不足している提案

ウ　費用の負担

応募者の応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

エ　応募の辞退

応募申込書類提出後に辞退する場合は、様式13「辞退届」を提出してください。

オ　提出書類の返却

応募申込書類及び公募設置等計画は理由の如何を問わず返却しません。

カ　著作権の帰属

公募設置等計画の著作権は応募者に帰属します。ただし、設置等予定者選定結果の公表等に必要な場合は、本市は提案書の著作権を無償で使用できるものとします。

キ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ク 本市の提供する資料の取扱い

応募者（途中で辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本公募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

ケ 募集の延期等

本市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

（４）審査方法等

①川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

本事業の提案に係る審査は、本市を事務局とし、有識者等で構成される「川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行います。選定委員会は、応募者から提出された提案書について、評価の基準に基づき審査を行い、最高得点を得た応募者を「設置等予定者候補」として、２番目に高い得点を得た応募者を「次点事業者候補」として選定します。

選定委員会の選定結果を踏まえ、本市は設置等予定者及び次点事業者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定します。

なお、審査の結果によっては設置等予定者、次点事業者の一方又は両方について該当なしとする場合があります。

＜選定委員会委員（敬称略）＞

氏名	所属・役職
梛野　良明	前　中央大学研究開発機構　機構教授
大沢　昌玄	日本大学理工学部土木工学科　教授
中島　伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科　准教授
志村　恵美子	公認会計士
水庭　千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科　教授

＜選定の流れ＞

ア　応募申込書類の提出
イ　参加資格の確認　※必要事項を満たさない場合はこの時点で失格
ウ　公募設置等計画の提出
エ　書類審査
オ　ヒアリング審査
カ　優先交渉権者の決定

②プレゼンテーション及びヒアリング

公募設置等計画の審査にあたり、次のとおり選定委員会によるヒアリングを実施します。ヒアリングの日時及び場所は、後日事務局より連絡します。

ア　実施時期：令和８年10月（予定）
イ　実施方法
・説明15分、質疑30分程度
・出席者は最大５名とし、提案内容について網羅的に説明し、質疑応答に対応できる人員を配置してください。
・模型・パネル等の持ち込みも可能とします。
・その他の詳細は、各応募者に個別にお知らせします。

③選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人及び応募グループの構成団体が、優先交渉権者等の決定前までに、選定委員会の委員に対して、本公募について接触を行った場合は、失格となることがあります。また、本募集要項等の公表日から優先交渉権者等の決定通知日までは、応募法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも回答できません。

④優先交渉権者等の決定及び公表

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定します。優先交渉権者等を決定したときは、全ての応募者に結果を通知します。

⑤審査結果の公表

審査結果は、全ての応募者（共同事業体での応募の場合は代表法人）に通知するとともに、本市ホームページで公表します。なお、審査内容及び審査結果に関する問合せ、異議等については一切応じられません。

https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000187936.html

⑥優先交渉権者等の決定の取消し

次の場合には、優先交渉権者等としての決定を取り消します。

・優先交渉権者等の決定から基本協定締結までの間に、優先交渉権者等について資金事情の変化等により本事業の履行ができないと本市が判断した場合

・著しく社会的信用を失墜する等により、優先交渉権者等としてふさわしくないと本市が判断した場合

・優先交渉権者等が募集要項等に定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

⑦評価の基準

評価の基準については、以下に示すとおりです。

項目	評価の視点	配点
事業実施方針	・事業全体のコンセプトが本事業の目的に合致しているか。	20
事業実施計画 【公募対象公園施設】	・公園利用者の利便性、快適性を高め、生田緑地や周辺地域との連携や、回遊性及び施設のアクセシビリティ向上など、地域資源を活用した魅力向上につながるような施設計画となっているか。 ・公園利用者及び地域の利便性、快適性や生田緑地及び周辺地域の魅力の向上に資する機能（便益施設等）及び回遊性を向上させる地域のための自転車駐車場（シェアサイクルポート等）が導入されているか。 ・公園利用者及び地域の安全・安心に配慮した計画となっているか。また、土砂災害、地震、風水害時における地域との連携体制が構築できているか。 ・施設修繕等の長期的な維持管理計画が適切なものとなっているか。	80
事業実施計画 【特定公園施設】	・ベンチ、公園灯及び境界柵について、周辺の景観や周辺環境との調和に配慮された上の公園の利便性や魅力の向上につながる整備及び適切な維持管理計画が提案されているか。また、既存樹木を生かしながら周辺景観との調和（あじさいの植栽など）に配慮された植栽計画になっているか。	40
地域の魅力向上、公園環境の維持・向上	・地域の散歩ルートとの連携や当該地の特性などを活かしたイベント等の企画が、周辺の多様な主体と連携し、地域の憩いの場として親しまれるような提案になっているか。 ・SNSやHP等の情報発信方法は、本公園や生田緑地の認知度や魅力向上が見込まれるよう計画されているか。 ・日常の安全管理や清掃・美化、草刈り・除草、中低木の剪定が適切に計画され、周辺地域の環境や提供サービスの継続的な向上を目指す内容となっているか。また、その効果を測る具体的な指標が示されているか。	60
事業実施体制	・事業の進め方及び事業スケジュールが適切か。 ・事業を実施するのに十分な体制を備えているか。 ・土砂災害、地震、風水害、事故、トラブル等が発生した際に迅速に対応できる体制を構えているか。 ・同種施設（収益施設、公園等）の十分な経営実績、運営実績があるか。	40

	・代表法人、構成法人の経営状況が健全であるか。 ・代表法人や構成法人等に市内業者が含まれているか。	
経営計画	・提案する事業内容に対する妥当な資金計画、収支計画となっているか。	20
その他 【任意提案事項】	・ベンチ、公園灯及び境界柵以外の特定公園施設が、整備により公園の利便性や魅力の向上につながるとともに、適切な維持管理計画が提案されているか。 ・利便増進施設を設ける場合、地域における催し等に関する情報提供機能として、公園利用者や地域住民の利便性向上に資する提案となっているか。	20
価格提案	・公募対象公園施設の使用料に係る提案額 使用料の下限額100円／㎡・月	20
合計		300

⑧評価方法について

ア　評価方法の基本的な考え方

・本事業者の選定にあたっては、価格面のみならず、事業の実現性、継続性、公共性及び民間事業者の創意工夫を総合的に評価するため、総合評価方式により審査を行う。

・評価は、あらかじめ定めた評価項目ごとに、提案内容を総合的に勘案し、段階評価により行うものとする。

・価格提案（価格点）については、応募者が提案する本事業の提案額に基づき、以下の計算式に応じて評価を行う。

価格点＝２０点×（当該応募者の提案使用料÷最高提案使用料）

イ　段階評価及び配点の考え方

・価格提案を除き、各評価項目については、以下の4段階で評価を行う。

優れている（◎）

：本事業の目的や要求事項を十分に理解した上で、独自性や付加価値が認められ、特に高く評価できる提案である場合

標準的（○）

：本事業の目的や要求事項を満たしており、実現性・妥当性の観点から適切であると評価できる提案である場合

やや劣っている（△）

：要求事項は一部満たしているものの、具体性や実現性、効果の面で課題があり、評価が低くなる提案である場合

評価に反映することが困難、又は（任意提案の場合）該当する提案がない（×）

：評価項目に関する提案の記載はあるものの、実現性がほぼ読み取れない、又は（任意提案の場合）該当する提案がない

ウ　評価点の算出方法

・評価点は、各評価項目に設定された配点に対し、評価区分に応じて次の係数を乗じて算出する。

◎：配点 × 1.0

○：配点 × 0.6

△：配点 × 0.4

×：配点 × 0

・なお、評価は評価項目毎に独立して行い、他の項目の評価によって補完又は相殺されるものではない。

エ　最低基準点の設定

・本事業は、長期にわたり公共空間を活用し、継続的な維持・管理運営及びイベントの実施等を求める事業であることから、一定水準以上の提案のみを評価対象とする。

・このため、総合評価点が満点の6割に満たない提案については、事業者としての適格性を欠くものと判断し、失格とする。

（５）公募設置等計画の認定等

①公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該計画が適当である旨の認定を行います。また、本市は、当該認定を行った日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、選定委員会での意見等を踏まえて、必要に応じ、設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更した上で認定する場合があります。

②認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査等を実施した上で詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は本市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行うことができます。

本市は、都市公園法第５条の６第２項第１号及び第２号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行います。

（６）契約の締結等

①基本協定の締結

認定計画提出者は提案内容に基づき、本市と協議を行い、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定書（案）は別紙１のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、協定締結にあたり内容の補正を行うことがあります。

②公募対象公園施設の設置許可等

認定計画提出者は、当該公園の告示に合わせ、公募対象公園施設の設置許可を受ける必要があります。設置許可申請の時期は本市と調整してください。

また、認定計画提出者は、事業期間終了時（設置許可等を取り消し又は更新しない場合及び認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに公募対象公園施設を撤去し、所定の整備を行い、本市に返還していただきます。ただし、本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去及び所定の整備を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

③特定公園施設建設に係る確認書の締結

認定計画提出者は、特定公園施設については、工事着手前に、本市と特定公園施設建設に係る確認書を締結します。特定公園施設建設に係る確認書（案）は別紙２のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、契約締結にあたり内容の補正を行うことがあります。

⑤利便増進施設の占用許可

認定計画提出者は、地域住民の利便の増進、及び公募対象公園施設の収益性を高めるために必要と認められる利便増進施設（看板、広告塔）を設置する場合、利便増進施設の占用許可を受け、管理運営を行っていただきます。占用許可申請の時期は本市と調整してください。

⑥許可の手数料

上記②の公園施設の設置又は許可更新にあたり、申請者（認定計画提出者）から許可手数料を徴収いたします。手数料は1件につき、1,000円となります。

（７）事業報告・評価

①事業報告

認定計画提出者は、事業年度ごとに「事業報告書」及び「モニタリング報告書」を作成し、市に報告する必要があります。（参考資料10を参照してください。）

②モニタリング

認定計画提出者は、施設整備、維持管理、地域の魅力向上、公園環境の維持・向上、事業実施体制、経営計画、利用者満足度等の観点から、本事業の実施状況について定量的かつ定性的に評価を行うものとします。

③事業評価・改善

本市は、提出された事業報告書及びモニタリング報告書に基づき事業評価を行い、必要があると認める場合は、業務改善計画書の提出を求めることがあります。

7　リスク分担等

（1）リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容		市	認定計画提出者
法令変更	事業者が行う整備・維持・管理運営業務に影響がある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	事業者が工事・維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		―	○
物価	事業者決定後のインフレ・デフレ		―	○
金利	事業者決定後の金利変動		―	○
不可抗力	自然災害や感染症流行・テロ等の人災の発生による業務の変更、中止、延期、臨時休業　※1	公募対象公園施設	―	○
		特定公園施設	―	○
応募	応募費用及び応募図書作成等に関する費用		―	○
	応募図書の取扱いに関するもの		○	―
書類	市が責任を持つ書類の誤り又は内容変更によるもの		○	―
	事業者が提案した内容の誤りによるもの		―	○
用地	地下埋設物に関すること　※2		○	―
	土壌汚染対策に関すること　※2		○	―
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期		○	―
	事業者の責任による中止・延期		―	○
	事業者の事業放棄・破綻		―	○
債務不履行	市の本事業の協定内容の不履行		○	―
	事業者の事由による業務又は本事業に関する協定内容の不履行		―	○
資金調達	必要な資金確保		―	○
申請コスト	申請費用の負担		―	○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		―	○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		―	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		―	○
運営費の増大	市の責による運営費の増大		○	―
	市以外の責による運営費の増大		―	○
既存建築物等の解体	既存建築物等の解体設計変更による整備費の増大		―	○
施設の整備	設計変更による整備費の増大		―	○
施設の修繕等	公募対象公園施設の施設、機器等の損傷		―	○
	特定公園施設、機器等の損傷		―	○

リスクの種類	内容	市	認定計画提出者
	利便増進施設、機器等の損傷	―	○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	―	○
	施設管理上の瑕疵による事項	―	○
	個人情報の漏洩による事項	―	○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減	―	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	―	○
住民対応	事業者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等	―	○

【凡例】○：リスクを負担する、―：リスクを負担しない

※１　自然災害等の不可効力への対応

・災害により公募対象公園施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

・公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務一部又は全部の停止を命じることがあります。

・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※２　地下埋設物・土壌汚染対策への対応

・本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等の認定計画提出者に起因するものについては、認定計画提出者の負担とし、その他は原則、市の負担とします。

（２）損害賠償責任

認定計画提出者は、本事業の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。

また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとします。

８　事業の一部委託

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託してはなりません。

本事業の一部を委託する場合は、事前に書面をもって本市へ申請し、承諾を得なければなりません。本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定の規定を遵守させてください。この場合、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定める「地域経済活性化に向けた基本方針」を踏まえ、認定計画提出者が発注する請負工事、委託業務等については、市内中小企業者への優先発注に努めてください。委託予定先の事業者についても、業務委託までに「応募申込書類一覧」の「暴力団排除条例に係る誓約書」を提出してください。

また、公募対象公園施設は、建物賃貸借契約を締結した第三者が事業の一部を実施することが可能です。この場合においても、第三者が実施する事業は、認定を受けた公募設置等計画に基づくものとし、認定計画提出者の責任の下で、基本協定の規定を遵守することを要します。

私権設定については、公募対象公園施設は認定計画提出者の所有のため制限は受けません。よって、建物賃貸借契約により第三者が店舗運営を行うことが可能となります。なお、認定計画提出者の資産は、固定資産税の課税対象となります。

９　事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、本市の承認を得て別の事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により、公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行っていただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

また、上記に違反して残置されたものについては、認定計画提出者は所有権を放棄したものとみなし、事業区域を完全に明け渡すまで、公園使用料の倍額の損害金を本市に対して支払うものとします。

１０　根拠法令等

本事業の実施にあたっては、必要となる関係法令、条例、適用基準等を遵守し、常に最新版を確認し適用してください。また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続き等については、認定計画提出者が自ら行うこととします。

１１　問い合わせ先

募集要項等に関する問合せ及び各種書類の提出先は、次のとおりとします。

川崎市 建設緑政局 緑政部 みどり・多摩川事業推進課（担当：竹田、田村）
住所 ： 〒216-8577　川崎市川崎区宮本町１番地 17階
TEL ： 044-200-0511
E-mail: 53mityo@city.kawasaki.jp

※受付時間
土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時